

東京臨海高速鉄道株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年11月1日から令和12年3月31日まで（4年5ヶ月）

2 内容

目標1：男性社員の育児休業取得率を80%以上とする。

【対策】

令和7年11月～

- ・全社員に向け、出産・育児制度の周知を行うことで、職場全体の制度に対する理解を深め、男性社員の育児休業取得をさらに促進していく。

目標2：社員一人当たりの月の法定時間外労働時間及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする。

【対策】

令和7年11月～

- ・年2回開催の安全衛生合同会議にて、四半期ごとの所属別の超勤実績報告を行う。
- ・社内報等を活用し、各社員の超勤縮減の意識啓発を図る。

目標3：年次有給休暇の取得率を95%以上、特別休暇の取得率を100%とする。

【対策】

令和7年11月～

- ・年次有給休暇の計画的な取得を積極的に推奨する。
- ・夏季休暇等の取得期間が定められている特別休暇について、状況に応じて取得期間の拡大等を実施し、各種会議等において所属長に周知する。